

小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

令和3年度概算要求額 40.0億円 (42.5億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。
- こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。
- また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。
- 本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。

成果目標

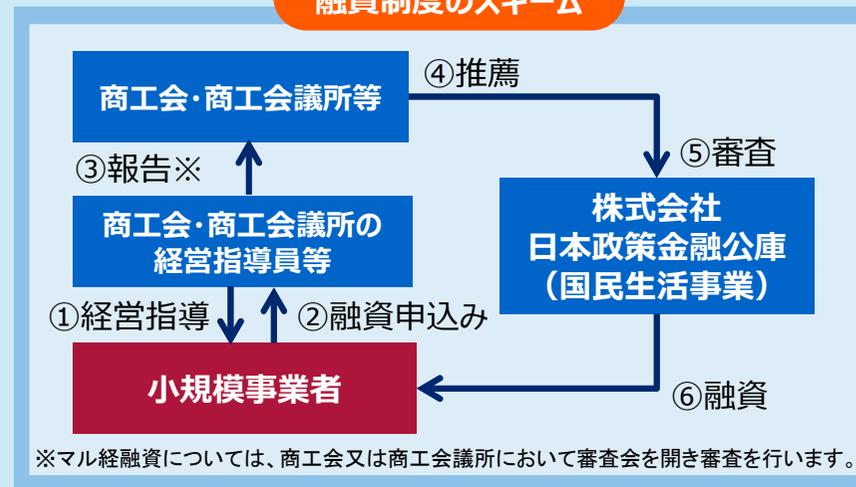
- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

<小規模事業者経営改善資金 (マル経)>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：1.21%
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 担保等：無担保・無保証人
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<小規模事業者経営発達支援資金>

- 貸付限度額：7,200万円 (ただし、運転資金は4,800万円)
- 貸付金利：1.76%~2.15% (無担保)
0.81%~1.80% (有担保)
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内
(貸付金利は令和2年9月1日現在)